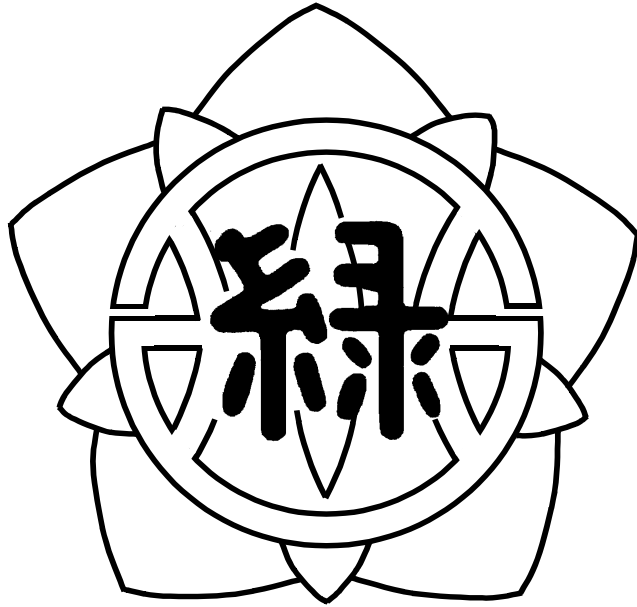


# 規 約



川西市立緑台小学校 P T A

# 川西市立緑台小学校 PTA 規約

## 第 1 章 名 称

第 1 条 この会は川西市緑台小学校 PTA と呼び、事務所を緑台小学校におく。  
任意加入団体とする。

## 第 2 章 目 的

第 2 条 この会は家庭と学校が一体となり、児童の幸福の増進と心身の健全な発達を計り、会員が民主的な教育に対する理解を深め、家庭生活と社会生活の生活水準を高めることを目的とする。

## 第 3 章 活 動

第 3 条 この会は目的を達成するために、次の活動を行う。  
(1) 学校、家庭、社会における教育環境の改善  
(2) 児童の福祉の増進  
(3) 会員相互の研修と親睦  
(4) そのほか、第 2 条の目的を達成するために必要な活動

## 第 4 章 方 針

第 4 条 (1) この会は自主的に活動し、他のいかなる支配や干渉も受けない。  
(2) この会と、この会の会員は PTA の名前を利用してどのような宗教、政治団体にも関係しない。また営利を目的とした行為はしない。

## 第 5 章 会 員

第 5 条 (1) 入会を希望した保護者と本校に勤務する教職員で構成する。  
(2) この会への入会希望者は、入会届を提出し、会費を納める。  
(3) 会員が退会を希望する場合は、退会届を提出する。

## 第 6 章 役 員

第6条 この会に次の役員をおく。

1. 役員 (1) 顧問 若干名  
(2) 会長 1名  
(3) 副会長 2名  
(教職員より1名、本校に在籍する児童の保護者より1名)  
(4) 会計 2名 (うち1名は教職員より選出)  
(5) 庶務 若干名
2. 会計監査 2名 (うち1名は教職員より選出)
3. 青少年補導委員 1名 (該当年度のみ保護者から1名)

第7条 役員を選出

- (1) 顧問は、前会長及び学校長とする。
- (2) 会長、副会長、書記、会計は入会届の選択より意思表示した保護者の中から選出し、総会で承認を受ける。
- (3) 会計監査は会員中より、会長が委託し、総会で承認を受ける。
- (4) 青少年補導委員は任期中に子どもが本校に在籍する会員から選ぶ。
- (5) 役員を選出方法は内規に定める。

第8条 各役員は次の任務を行う。

- (1) 顧問は、会長の諮問に答える。
- (2) 会長は、この会を代表し、会務をつかさどり会員総会を招集する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故の時は代理を務める。
- (4) 書記は会議の要点を記録し、各会議の招集通知、その他の事務を行う。
- (5) 会計は収入、支出を記録し会計書類を保管する。
- (6) 会計監査は会計書類の監査を行い、その結果を総会に報告する。
- (7) 青少年補導委員は川西市青少年補導委員会構成員として出向する。

第9条 任期

- (1) 役員任期は1ヵ年とし、定期総会から翌年の定期総会までとする。連続2期までは、再選、または引き続き他の役員に選ばれることができる。ただし、学校側においてはこの限りではない。
- (2) 青少年補導委員の任期は1年間とし、定期総会より翌年度定期総会ま

でとする。ただし、再任はできない。

## 第 7 章 機 関

第 10 条 この会に次の機関をおく。

(1) 総 会

全会員で構成され、この会の最高の議決機関である。形式としては、対面総会あるいは書面総会とする。書面総会における議決権行使は、議案に対する賛否を記載できる議決権行使書により行う。議決権行使書の未提出及び白紙提出は承認したものとみなす。

①定期総会

毎年度はじめに開催し、次の事項を議決する。

- 1・前年度活動報告ならびに本年度活動計画案の承認
- 2・前年度決算ならびに本年度予算案の承認
- 3・新役員の承認
- 4・規約の改廃
- 5・その他の重要事項

②臨時総会

全会員の3分の1以上の要求があったとき、会長は臨時総会を招集し、臨時的事項をも処理する。

③総会の成立は委任状をふくめて会員数の過半数の出席を必要とする。

④緊急時案に限り、総務事務局が必要と判断した場合は、顧問と相談し規約を変更することができる。

## 第 8 章 会 計

第 11 条 (1) この会計の経費は次の各項目のうちから支弁する。

①会費

②寄付金

(2) この会の会費は、月額1家庭250円・教職員250円とする。

(3) この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(4) 年次途中の予算の改正は、会員の承認を得なければならない。

## 第 9 章 附 則

第 12 条 この会の規約の変更は総会の出席会員の 3 分の 2 以上の賛成を得なければならない。

## 第 10 章 そ の 他 (個人情報の取り扱い等)

第 13 条 (1) 本会は任意の団体であり、個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定めて規制に運用するものとする。  
(2) 規約にない事案が生じた場合、総務及び顧問内で協議し決定する。

### 緑台小学校 PTA 個人情報取扱い規則

(目的)

#### 第 1 条

緑台小学校 PTA (以下、「本会」という。) が保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、個人情報に関する会員の権利・利益を保護するとともに、本会活動の円滑な運営を図ることを目的とする。

(責務)

#### 第 2 条

本会は個人情報に関する法令を遵守するとともに、本会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者・取扱者)

#### 第 3 条

本会における個人情報の管理者は本会会長、取扱者は本会役員とする。

(収取方法)

#### 第 4 条

本会における個人情報を収取するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め明示する。

(利用)

#### 第5条

本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の請求
- (2) 会員名簿の作成

(管理)

#### 第6条

個人情報は管理者または取扱者が保管し、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

(第三者提供への制限)

#### 第7条

個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(情報開示等)

#### 第8条

本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

## 内 規

### 慶 弔 規 定

- 〔1〕 児童が死亡した場合は、香典として 5,000 円を供える。
- 〔2〕 PTA 会員が死亡した場合は、香典として 3,000 円を供える。
- 〔3〕 児童が天災、人災、疾病にあった時、2 週間以上入院は 2,000 円、1 カ月以上入院は、3,000 円を見舞金として贈る。
- 〔4〕 その他 PTA としての慶弔費の支出が必要と認めた場合は、会長の専決で支出し、事後に会員の承諾を得る。

### 役 員 選 出 規 定

- 〔1〕 会長、副会長、書記、会計の選出方法は入会届の選択より立候補の意思表示した会員の中で話し合いをすることとし、立候補が満たない場合に限り、参加の同意を得た会員よりくじ引きを行い、当選した会員が選任される。
- 〔2〕 新旧役員は新予算案と行事予定について引き継ぎを行う。

## 附 則

1. この規約は2019年5月10日から施行する。
2. この規約は2020年2月10日にその一部を改正し、同日から施行する。
3. この規約は2020年11月11日にその一部を改正し、同日から施行する。
4. この規約は2022年5月24日にその一部を改正し、同日から施行する。



川西市立緑台小学校

川西市向陽台1丁目7-1

電話 072 (793) 0223

